

第23章. 開発

締約国は、開発を支援するための福祉の向上、貧困の削減、生活水準の向上及び新たな雇用機会の創出を目指す開かれた貿易及び投資の環境を促進し、及び強化するという約束を確認する他、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について規定している。なお、開発章の規定の下で生ずる事項については、紛争解決章の規定による紛争解決の対象外とすることを規定している。